

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 6 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 1 号

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則の
一部を改正する規則

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則（令和元年函館市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 （１）の表備考中「栄養士」の後ろに「，管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。